

令和5年度計画

国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター

第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1 研究開発マネジメント<企画セグメント>

(1) 政策の方向に即した研究の戦略的推進

気候変動への対処や新たな食料システムの構築に係る地球規模課題の解決に向け、開発途上地域及び我が国の双方に裨益する研究開発を戦略的に推進する。また、みどりの食料システム戦略のアジアモンスーン地域への展開の具体化を図る。このため、以下の取組を行う。

ア 研究対象地域における活動の制約リスクに対処するため、国際研究ネットワーク及び国内施設を活用して研究を推進する一方で、現地の状況の変化等に応じて必要な場合は研究課題の見直しを行う。

イ 中長期目標期間の中間年にあたり、工程表に基づく研究課題の進捗状況等の点検を行う。この点検結果及び社会情勢の変化等に基づいて、研究課題を見直し、工程表を修正する。

ウ 理事長の裁量による研究職員への効果的なインセンティブの付与や研究環境の充実を図るとともに、外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。

エ 将来の技術シーズの創出や革新的な技術開発に繋がる基礎研究（目的基礎研究）課題及びシーズ研究課題を推進する。

オ 新型コロナウイルス感染症対応で確立した ICT 等を利用する研究推進体制の維持・活用を図る。

(2) 産学官連携、協力の強化

開発途上地域における農林水産業に関する研究水準の向上と課題解決に貢献するため、開発途上地域や先進諸国の研究機関及び大学、CGIAR 等の国際研究機関、国際的な研究ネットワーク、国際機関、民間企業、NGO 等との国際共同研究や人的交流を積極的に推進する。特に「みどりの食料システム基盤農業技術のアジアモンスーン地域応用促進プロジェクト」での同地域におけるネットワーク構築による国際連携を進める。

また、情報セグメントにおける戦略的パートナーシップの構築を研究実施取決及び共同研究契約の締結等により支援するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下

「水研機構」という。)等との情報交換や人的交流、研究交流の機会を拡充し、各法人の強みを生かしシナジーをもたらす研究開発等を推進する。国際農研は、開発途上地域及び熱帯・亜熱帯地域における農林水産業研究に関する中核的な役割を担う一方、我が国における国際農林水産業研究を包括的に行う唯一の試験研究機関として、我が国の農林水産業研究の高度化等に貢献するため、農研機構、森林機構、水研機構等との人事交流を含めた強い連携体制を構築する。

(3) 知的財産マネジメントの戦略的推進

研究開発成果は地球公共財 (Global Public Goods) として開発途上地域での利活用を促進する観点に留意しつつその取扱いを検討するとともに、迅速な社会実装や技術普及に向けた戦略的な知的財産マネジメントを推進する。このため、以下の取組を行う。

- ア 知的財産権審査会において、権利化または秘匿化すべき発明であるか、その他発明の取扱いについて審査を行う。審査に当たっては、知的財産に関する基本方針に基づき、最も適切な方法を採用する。
- イ 共同研究の実施に当たっては、技術の流出や情報漏えい、目的外利用等、知的財産の侵害を防止するため、必要に応じて秘密保持契約を締結する。また、共同研究によって得られる知的財産の取扱いについて、共同研究契約に定める。

(4) 研究開発成果の社会実装に向けた取組の強化

研究開発成果の普及と社会実装を図るため、以下の取組を進める。なお、取組に当たっては、必要に応じて科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段等を活用する。

- ア 研究開発成果については、研究成果の公表届を活用して、権利化の可能性や秘匿化の必要性等を検討する。公知化が望ましいものについては、研究成果情報、学術雑誌等への論文掲載等により積極的に公表する。
- イ 成果の利活用が見込まれる国や地域において、セミナー・ワークショップ・住民説明会等を開催し、受益者への速やかな情報提供を図るとともに、データベース、マニュアル、プログラム等をウェブサイト等で公開する。
- ウ 特に活用が見込まれる成果については、研究成果情報や主要普及成果に選定し、ウェブサイト等への掲載や外部イベントへの出展等により実利用を促進する。
- エ 情報セグメントにおける開発セクターや企業等事業者との戦略的パートナーシップによる技術の普及や実利用に向けた取組を支援する。
- オ 法人の主要な研究開発成果について、フォローアップ調査を計画的に実施し、ウェブサイト等で公表する。

(5) 広報活動及び国民との双方向コミュニケーションの推進

国際農研の活動及び成果並びに開発途上地域を対象とする国際的な研究開発の必要性や国際農研の貢献及び研究活動を通じた科学技術外交への寄与等について、国民からの理解が得られるよう広報活動に取り組む。

ア 情報セグメントにおける戦略的情報提供の取組を支援するため、プレスリリース・取材対応等によってメディアを有効に活用するとともに、刊行物の発刊、メールマガジンの発信、外部イベントへの出展など、多様な媒体やコミュニケーションツールを活用し、国内外における情報発信や双方向コミュニケーションの機会拡充に取り組む。

イ 国際農研の活動に対する国民の声を把握するよう務めるとともに、理解の増進に向けて、一般公開に加え、外部イベントへの出展、サイエンスカフェ、出前授業等のアウトリーチ活動に取り組む。また、シンポジウムやセミナーのオンライン開催等、新たな方式のアウトリーチ活動へ積極的に取り組む。

ウ 共同研究の相手機関や研究対象地の所在国政府等と連携し、現地ワークショップや説明会など研究実施地域の住民の理解を促進するための取組を推進する。

(6) 行政部局等との連携強化

我が国の政策に対応した適切な研究開発と施策への貢献を図るため、以下の取組を進める。

ア 研究の設計から成果の普及・実用化に至る各段階において、関係行政部局との情報交換を密に行うとともに、毎年度の国際農林水産研究連携推進会議等に関係行政部局の参加を求め、ニーズの把握や成果の検証を行う。

イ 行政部局の要請に対応し、緊急時対応、各種連絡会議及びシンポジウムの開催並びに国際機関及び学会等への職員派遣等に協力する。また、農水省が進めるみどりの食料システム戦略のアジアモンスーン地域応用促進事業に同省と連携して取り組む。

ウ 行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、他の機関では実施が困難な分析及び鑑定を行う。

2 気候変動対策技術や資源循環・環境保全技術の開発<環境セグメント>

気候変動に対処し、持続的な農林水産業と適切な資源管理を両立するため、以下の取組を行う。

アジアモンスーン地域に適用可能な気候変動対応技術の開発を目指し、水田水管理・水稻栽培、土壌炭素貯留、肉牛へのカシューナッツ殻液 (CNSL) 給与等についての調査・試験を継続する。開発した技術の社会実装・普及に向け、開発中の技術の市場メカニズム等への適用性を検討するとともに、技術普及の可能性を検証するための調査・試験を継続する。

農作物残渣の適正処理を進め地球規模環境問題を改善するため、微生物糖化技術の高度化を目指し、糖化微生物の遺伝子改変技術の開発に着手する。また糖化微生物の持つ植物生長促進機能の検討を進める。メタン及び二酸化炭素をオイルやカロチノイド・生分解プラスチックなど付加価値原料に変換できる藻類・微生物において生産能の最適化を行う。さらに農作物残渣に起因する環境影響の評価に向け、GHG 放出及び土壌病害発生について測定を継続する。さらに社会実装に向けた民間企業との協議や連携を加速させる。

生物的硝化抑制 (BNI) 強化コムギの日本国内及びヒンドゥスタン平原での多地点試験とインド優良コムギへの BNI 能導入を継続すると共に、*L. mollis* 染色体断片を導入したコムギの BNI 能を評価する。トウモロコシの BNI 物質に関する遺伝様式について検討する。ブラキアリア牧草栽培下で土壌中炭素・窒素循環をシュミレーションする DNDC モデル適用のための圃場試験を継続する。土壌 pH などの土壌化学性による BNI 物質の動態を解析し、BNI 能強化ソルガムの導入が環境並びに経済に及ぼす影響を評価する。

熱帯林遺伝資源の環境適応性評価のため、環境操作実験により、木部の組織や葉などの形態形質、遺伝子発現などと環境条件との関係性を評価する。また、収集したサンプルの DNA の抽出とゲノムスキャンを開始し、表現型の種内変異の評価や環境適応性との関係を解析する。環境適応的造林技術の開発のため、樹種ごとの成長量と形質・生理特性等との関係を解析する。土壌炭素フラックス観測と土壌微生物叢評価を、先行して実施した天然林と二次林に加えて他の調査林分に拡大する。

熱帯島嶼を対象として、複合的な植林技術やサトウキビの改良品種導入等による土壌流出抑制効果に関する試験を継続する。未利用有機資源の施用や新たな営農管理手法による土壌および作物収量におよぼす影響を解析する。土壌・栄養塩類流出量と流域特性との関係を解析するとともに、環境保全対策導入に向け窒素フローを用いた技術導入による効果を試算する。

乾燥地の灌漑農地における持続的土地管理法の開発に向け、浅層暗渠と地中灌漑を適用したライシメーターおよび圃場試験を継続し、土壌塩類化の軽減効果を検証するための土壌塩分・水分等のデータを取得する。また、開発技術の有効性と普及可能性を検証するため、対象地域において農家調査を実施する。

3 新たな食料システムの構築を目指す生産性・持続性・頑強性向上技術の開発<食料セグメント>

開発途上地域の農業開発ニーズに対応し、対象地域の安定的な食料生産並びに国際的な食料需給及び食料栄養安全保障に貢献するため、以下の取組を行う。

主要作物のイネ、ダイズ、低利用作物のキヌアを主な対象として、劣悪な環境などさまざまな外的攪乱に強いレジリエント作物およびその生産技術を開発するために、マルチオミクス解析、遺伝子機能解析や遺伝子座の効果の評価、有用微生物の特徴付け、病害の総合防除に向けた研究を実施する。また、集積系統や準同質系統などの育成を行う。

ラオスや日本の米等の在来作物のゲノムや転写産物等を網羅的に分析して、機能性や加工特性が向上した育種素材の開発に役立てる。栄養や機能性等の品質に優れた食品を開発するために、有用な特性を持った微生物を選抜して、発酵食品の製法の最適化を図る。水田や畑等でイネの栽培試験を実施して、高付加価値化が期待できる栽培方法を検討する。

サバクトビバッタの行動特性解明および殺虫剤の散布効率評価法開発を目的とした、野外調査および室内飼育実験を実施する。ウンカ類に対する簡易的な殺虫剤感受性モニタリング法を確立する。ツマジロクサヨトウの天敵類に対する殺虫剤の影響を評価するとともに、効率的な殺虫剤利用技術を開発するための圃場実験を実施する。メコン諸国におけるトウモロコシ生産や貿易に関する統計データ等を用いて、これらの国におけるトウモロコシ需給動向やツマジロクサヨトウの被害状況を整理する。また、タイにおけるトウモロコシ生産農家の経営分析を行う。

カキ種苗大量へい死に対して、カキ稚貝の安定育成に向けた中間育成装置の開発に取り組む。高級淡水エビの効率的な増殖を図るために生活史を明らかにする。ウシエビの乾燥海藻飼料の効果検証実験を行う。ハネジナマコ中間育成に関して、環境条件が異なる2地点において、成長生残実験を行い、育成適地条件を明らかにする。試作したシステムダイナミクスモデルに基づいて、ハネジナマコ養殖規模やリスク管理等の養殖にかかるシナリオを提案する。

タンザニアの水田地域を対象に湛水域推定モデルを改良し、水管理と収量の関係から適正な灌漑水量を推定する。また、土壌・水ストレスに適応したイネや栄養価に優れた作物の育種開発を進め、現地圃場での特性を解明する。マダガスカルでは改良した水稻の施肥法の普及を進めるとともに、地上部地下部の諸形質と養分環境との相互作用が水稻収量に及ぼす効果、微生物やマメ科遺伝資源の利用法、生産技術が農家の生計向上に及ぼす効果を示す。

地域ごとの自然環境に即した土壌・栽培管理技術の開発に向け、ガーナ北部では試験圃場で作物栽培試験を継続し、有望技術の適用可能性検証のため農家圃場試験を開始する。また、家畜飼料及び畑地灌漑の利用拡大に向けた技術開発を進める。ブルキナファソでは積算土壌侵食量に対する作物応答試験を継続し、改良型土壌保全技術を展示する。また、作物生産性検証試験を継続し、気象リスク評価に必要なモデルの精緻化を行う。両地域で技術普及方法の提案のための基礎的調査を実施する。

4 戦略的な国際情報の収集分析提供によるセンター機能の強化<情報セグメント>

国内外に向けた情報発信として、以下の取組を行う。

開発途上地域の農林水産業と世界の食料安全保障に係る課題や開発ニーズを把握するため、食料システム転換に係る議論に関する最新事情、諸外国における食料栄養需給動向、サブサハラアフリカにおける農業技術の採択条件やデジタル農業技術適用条件

等について、広範な情報の継続的、組織的、体系的な収集・整理・発信体制を構築し、広く研究者、行政組織、企業等に提供する。国際雑穀年にちなんだイベント企画開催や、国際機関等が主催する会議への参加を通じ、食料や環境に関する国際的な議論に積極的に関与する。オリジナル・コンテンツの作成等質の高い情報提供と対象者への効果的な配信方法を工夫し、多様な媒体・機会を活用した効果的・戦略的な情報発信を行う。

「みどりの食料システム基盤農業技術のアジアモンスーン地域応用促進事業」の国際科学諮問委員会の開催（年2回）や 農研機構、森林総研、水研機構、及び大学を含めたオールジャパンでの「アジアモンスーン地域の生産力向上と持続性の両立に資する技術カタログ ver.2」の作成、また国際機関や地域組織等が主催する会議等への積極的な参加等を通じ、アジアモンスーン地域を代表した食料システム転換議論の情報発信・世論形成に貢献する。アジアモンスーン諸国の研究機関と連携し、代表的な技術の応用研究を実施する。

また、研究開発成果の社会実装等に向けた以下の取組を行う。

エビ養殖の持続的生産体制確立に関する国内外事業者との協力体制を構築し、エビ類の生理的条件や水質・給餌条件等に関する現場ニーズに合わせた技術的課題の解決に取り組む。熱帯・亜熱帯地域における果菜類の栽培管理・環境制御技術の最適化を目的としてトマト及びイチゴの生育実証栽培試験を行い、インドネシアにおいてイチゴの周年生産へ向けた栽培試験を展開する。

熱帯性作物遺伝資源の情報利用促進に向け、サトウキビ野生種およびインド型イネの特性データの整備を行う。熱帯性作物遺伝資源の持続的な生産に貢献しうる品種開発・育種に有用な形質に関する情報収集を目的として、サトウキビ、イネ及び熱帯果樹遺伝資源の特性評価を実施する。また、イネの有用形質を解析するため、形質転換体など解析材料を効率的に作製する方法を検討し、育種素材や品種候補系統の評価を進める。

ア 熱帯・島嶼研究拠点の研究環境を活用し、農業生物資源ジーンバンク事業における熱帯・亜熱帯作物サブバンクとして、サトウキビおよび近縁種、熱帯果樹類、パインアップルの各遺伝資源の栄養体保存を実施するほか、農研機構が実施するイネ育種事業に貢献するため、水稻世代促進に係わる栽培試験を実施する。

イ 国際招へい共同研究事業、特別派遣研究員事業等を実施し、開発途上地域及び我が国の研究人材育成を図るとともに、他の国立研究開発法人、大学、国公立機関、民間、海外機関等から講習生、研修生を積極的に受け入れ、人材育成や技術水準の向上に貢献する。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 経費の削減

(1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に削減する。

(2) 調達の合理化

ア 定量的な目標や具体的な指標を含む「調達等合理化計画」を、6月末までに策定し、着実に実行するとともに、実績評価の際に自己評価を行う。また、特例随契を適用する際の契約監視委員会の「事前承認」に係る包括的承認手続きを早期に進め、同委員会の承認を得て運用する。

イ 農研機構との間で共同調達、落札価格情報の共有などの連携を進め、効率化を図る。

2 組織・業務の見直し・効率化

(1) 組織・業務の再編

ア 中長期目標の達成に向けて、組織・研究体制や業務を柔軟に見直す。

イ グループウェアにおけるワークフロー（電子申請）の利用促進を図るとともに、テレビ会議システムやオンライン会議システムを活用することにより拠点を含めた意思決定の迅速化、業務の効率化を図る。各種手続についても、電子決裁、オンライン手続き等の検討を進め、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進による業務効率化を図る。

ウ 上記の取組により、適切な人員配置と業務の最適化を図る。

(2) 研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）

研究施設・設備整備については、老朽化の現状や研究の重点化方向を踏まえ、他法人等の施設の利用など検討した上で、整備しなければ研究推進が困難なもの、老朽化が著しく改修しなければ研究推進に支障をきたすもの、法令等により改修が義務付けられているものなど、業務遂行に真に必要なものを計画的に整備するとともに、利用を促進し、利用率の向上を図る。

施設整備費補助金による整備については、令和5年度に「隔離温室改修工事」の一部を実施し、また、令和4年度から繰越して「第1実験棟改修工事」、「生物的硝化抑制（BNI）栽培管理棟新築工事」の整備を併せて実施する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

令和5年度予算

(単位：百万円)

区 分	企画 セグメント	環境 セグメント	食料 セグメント	情報 セグメント	計	法人共通	合計
収 入							
前年度よりの繰越金	38	39	44	57	178	0	178
運営費交付金	442	838	1,154	561	2,995	767	3,762
施設整備費補助金	22	0	0	0	22	0	22
受託収入	40	105	115	45	305	0	305
寄附金収入	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	0	0	0	0	1	0	1
計	542	983	1,313	662	3,500	767	4,267
支 出							
業務経費	270	380	519	334	1,503	0	1,503
施設整備費	22	0	0	0	22	0	22
受託経費	40	105	115	45	305	0	305
一般管理費	0	0	0	0	0	111	111
人件費	213	497	680	283	1,673	656	2,329
計	545	983	1,313	662	3,503	767	4,270

[注記]

1. 「前年度よりの繰越金」は、令和5年度に繰越となった経費及び人件費を計上した。
2. 運営費交付金は、令和5年度政府予算による運営費交付金予算を計上した。
3. 施設整備費補助金は、令和5年度政府予算による施設整備費補助金予算を計上した。
4. 「受託収入」については、農林水産省及び他省庁分の委託プロジェクト費等を計上した。
5. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

令和5年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	企画 セグメント	環境 セグメント	食料 セグメント	情報 セグメント	計	法人共通	合計
費用の部	525	957	1,275	648	3,405	780	4,184
経常費用	525	957	1,275	648	3,405	780	4,184
人件費	196	465	633	265	1,560	303	1,863
賞与引当金繰入	16	32	47	18	113	19	132
退職給付費用	0	0	0	0	0	334	334
業務経費	252	336	455	309	1,353	0	1,353
受託経費	39	99	106	41	286	0	286
一般管理費	0	0	0	0	0	106	106
減価償却費	20	24	35	14	92	18	111
財務費用	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	525	956	1,276	648	3,405	780	4,185
運営費交付金収益	446	801	1,088	574	2,909	409	3,318
賞与引当金見返に係る収益	16	32	47	18	113	19	132
退職給付引当金に係る収益	0	0	0	0	0	334	334
諸収入	0	0	0	0	1	0	1
受託収入	40	105	115	45	305	0	305
寄附金収益	3	0	0	0	3	0	3
資産見返負債戻入	20	17	26	11	74	18	92
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	1	0	0	0
前中長期目標期間繰越積立	1	3	4	1	9	0	9
金取崩額							
総利益	1	2	4	2	10	0	10

[注記]

1. 収支計画は令和5年度政府予算ベースで作成した。
2. 独立行政法人会計基準の改訂により、令和元年度から「賞与」及び「退職金」については引当金を導入している。
3. 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
4. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3 資金計画

令和5年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	企画 セグメント	環境 セグメント	食料 セグメント	情報 セグメント	計	法人共通	合計
資金支出	578	983	1,313	662	3,537	767	4,304
業務活動による支出	505	933	1,241	634	3,312	762	4,074
投資活動による支出	40	50	73	29	191	5	196
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	33	0	0	0	33	0	33
資金収入	578	983	1,313	662	3,537	767	4,304
業務活動による収入	482	944	1,269	606	3,300	767	4,067
運営費交付金による収入	442	838	1,154	561	2,995	767	3,762
受託収入	40	105	115	45	305	0	305
寄附金収入	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	1	0	1
投資活動による収入	22	0	0	0	22	0	22
施設整備費補助金による収入	22	0	0	0	22	0	22
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	74	39	44	57	215	0	215

[注記]

1. 資金計画は、令和5年度政府予算を基に予定キャッシュフローとして作成した。
2. 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
3. 「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を記載した。
4. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

4 自己収入の確保

外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により、自己収入を確保する。

5 保有資産の処分

現有の施設・設備について自主点検を行い、利用率の低いものについては、その改善の可能性等の検討を行った上、保有の必要性が認められないものについては適切に処分する。

第4 短期借入金の限度額

短期借入金は、4億円を限度とする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

なし

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの構築

ア DXを推進する組織体制等を整備するとともに、クラウドサービスの法人内導入を図る。

イ 理事長のリーダーシップの下、役職員の担当業務、権限及び責任を明確化し、役員会及び運営会議等において、迅速かつ的確な意思決定がなされるよう、その補佐及び意思伝達に取り組む。

ウ 指揮命令系統を明確化し、国際農研の方針や決定事項について速やかに法人内に周知・実施できるよう、体制整備に取り組む。

- エ 法人の目標や各業務の位置づけ等について役職員の理解を促進し、役職員のさらなるモチベーション向上を図るため、全職員を対象としたコンプライアンス一斉研修において、法人ミッションに関する講義等を実施する。
- オ 新型コロナウイルスにより生じた社会変化や海外での研究活動に起因する事象など国際農研の業務遂行の障害となる要因（リスク）を識別、分析、評価し、適切な対応を実施するためリスクマネジメント手法を再構築する。

(2) コンプライアンスの推進

- ア 国際農研に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員のさらなる意識向上を図るため、コンプライアンス一斉研修や教育訓練の向上を図る。
- イ 政府が示したガイドライン等を踏まえ、研究活動における不適正行為の防止や研究インテグリティの自律的確保のため、コンプライアンス一斉研修や e ラーニング等による職員教育の充実を図る。

(3) 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、法定情報の速やかな公開に努める。さらに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)等に基づき、情報公開を推進するとともに、情報開示請求に対しては適切に対応する。

(4) 情報セキュリティ対策の強化、情報システムの整備及び管理

- ア 政府統一基準群（令和 3 年 7 月改訂）に伴い改定した、情報セキュリティ関係規程（情報セキュリティポリシー・ガイドライン・マニュアル）に基づき、業務用情報機器の適切な管理及び使用に関する教育等を通じて情報セキュリティ対策の徹底を図る。また、令和 4 年度実施の NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）の第 2 回マネジメント監査・ペネトレーションテスト指摘事項等に対する具体的な対応策を検討するとともに、フォローアップに対応する。
- イ 情報セキュリティ監査等において改善等の必要があった場合には速やかに改善策を講じる。
- ウ 保有する個人情報や技術情報を適切に管理する。
- エ 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の設置等の体制整備を行う。

(5) 環境対策・安全管理の推進

- ア 薬品等の管理に関する安全教育、職場巡視及び定期的な点検を行うとともに、

化学薬品管理システムを活用して化学物質等を適正に管理する。

- イ 輸入禁止品や生物材料等の入手・管理に関する教育訓練を強化し、法規制のある土壌や生物材料等の管理を徹底する。
- ウ 法人内で使用するエネルギーの削減を図る。また、廃棄物等の適正な取扱を職員に確実に周知し、法人全体でリサイクルの促進に取り組む。
- エ 職員の安全衛生意識の向上に向けた教育・訓練、職場巡視などモニタリング活動を実施し、作業環境管理の徹底を図る。また、労働災害発生防止のため継続的な注意喚起やヒヤリハット事例等を活用した事故等の未然防止活動に取り組む。
- オ 「新型コロナウイルス対策会議」において、政府方針や社会情勢の変化に応じた感染防止対策の検討等を行い、職員への周知、徹底を図る。
- カ 「非常時における業務継続計画に基づく業務継続対応マニュアル」について、必要に応じて見直しをするとともに、職員の防災意識の向上及び必要な設備の設置や管理を行う。また、災害等緊急時の対応体制を整備する。

2 研究を支える人材の確保・育成

(1) 人材育成プログラムの実施

- ア 研究管理者や研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材を育成するため、人材育成プログラムに基づく取組を実施する。
- イ 研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材についてキャリアパスを活用し育成する。
- ウ 行政部局等との人的交流、知識の習得や技能の向上を図るための各種研修の開催、外部機関等が行う研修の活用等により、職員の資質向上を図る。

(2) 人事に関する計画

- ア 業務の着実な推進のため、必要に応じて職員を重点的に配置するなど、柔軟で適切な人事配置を行う。
- イ クロスアポイントメント制度、テニユア・トラックを付した任期付制度や再雇用制度、公募による採用等、多様な制度を活用し、国際農研の業務推進に必要な人材の確保に努める。
- ウ 優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。さらに、国籍に依らない研究職員の採用を進める。

(3) 人事評価制度の改善

- ア 関係規程や業績評価マニュアル等を必要に応じて改定し、公正かつ透明性の高い業績及び能力評価システムを運用するとともに、人事評価結果を適切に処遇等に反映する。

イ 研究職員については、研究業績、研究成果の社会実装、運營業務への貢献、目標の達成度等、多角的な観点に基づく業績評価を実施する。

(4) 報酬・給与制度の改善

ア 役職員の報酬・給与については、国家公務員や民間企業の給与水準等を勘案した支給水準とする。

イ クロスアポイントメント制度など多様な雇用体系に柔軟に対応できる報酬・給与制度の導入に取り組む。

ウ 透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準に係る検証結果や取組状況を公表する。

3 主務省令で定める業務運営に関する事項

前中長期目標期間繰越積立金は、第4期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第5期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

また、施設及び設備に関する計画については、中長期計画第2の2(2)、職員の人事に関する計画については、同第8の2(2)のとおり行う。